

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 競争入札に付する事項

(1) 委託業務題目

科学技術のもたらすインパクトを踏まえた将来社会の在り方に関する調査

(2) 委託業務の目的等

入札説明書による。

(3) 委託業務実施期間

平成29年11月2日（木）から平成30年2月28日（水）

(4) 入札価格の算定

入札価格の算定は、科学技術・学術政策研究所委託契約事務処理要領の定めにより、適切に行うこと。

(5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので総合評価のための書類を提出すること。なお落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（入札金額の算定においては、その算定基礎のうち課税仕入れの対象となる経費の消費税及び地方消費税の金額を除く。）に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者（競争加入者又はその代理人を含む。以下同じ。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争に参加する者に必要な資格要件に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成28・29・30年度における「役務の提供等」の競争契約の参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。

(4) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

(5) 支出負担行為担当官から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(6) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3. 入札書の提出場所等

(1) 入札書及び提案書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 科学技術・学術政策研究所 総務課 若宮

電話 03-3581-2391 内線 7012

(2) 入札説明書の交付方法

平成29年9月8日（金）15時00分から上記3.（1）の交付場所にて交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成29年9月12日（火）14時00分

- 文部科学省 16階 科学技術・学術政策研究所 小会議室（16V）
- (4) 入札書及び提案書類の受領期限
平成29年9月29日（金）12時00分
- (5) 技術審査の日時及び場所
平成29年10月6日（金）14時00分
文部科学省 16階 科学技術・学術政策研究所 小会議室（16V）
技術審査の開催時間については、入札者に対して10月5日（木）18時00分までに通知する。
- (6) 開札の日時及び場所
平成29年10月20日（金）14時00分
文部科学省 16階 科学技術・学術政策研究所 小会議室（16V）

4. その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
- ① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に総合評価のための書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し、説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
 - ② この一般競争に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (4) 入札の無効
- ① 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
 - ② 4(3)②の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
本公告に示した業務を実施できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する必須とした項目の最低限の要求要件をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を定める。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

平成29年9月4日

支出負担行為担当官
科学技術・学術政策研究所長
加藤 重治

仕 様 書

1. 委託業務題目

科学技術のもたらすインパクトを踏まえた将来社会の在り方に関する調査

2. 委託業務の目的

科学技術・学術政策研究所（以下、「当研究所」という。）は、科学技術が将来社会にもたらす様々なインパクトを踏まえた上で、20～30年後の将来社会の在り方について検討する調査研究を実施している。

本委託業務は、上述の調査研究に資するため、科学技術の新しい動きが将来社会にもたらすインパクトの可能性について議論を深めた上で、望ましい将来社会の姿・方向性について有識者・関係者による検討を調査することを目的とする。

3. 委託業務の内容

受託者は、当研究所担当者と協議の上、次の（１）及び（２）の業務を遂行すること。

（１）将来の科学技術及び社会に関する情報の収集

有識者等の参加するワークショップにおいて参加者間の議論を適切に誘導し、将来の科学技術及び社会の方向性に関する情報及び見解を収集すること。具体的には、以下の①～④を遂行すること。

①ワークショップ実施要項の作成

受託者は、次の概要を基にワークショップの実施要項を作成すること。

- ・ 名 称：将来社会ビジョン検討ワークショップ（仮）
- ・ 開催日：平成29年12月の1日間（休憩を含め8時間程度）
- ・ 場 所：文部科学省内の会議室または講堂
- ・ 参加者：科学技術分野の専門家、政策関係者など50名程度
- ・ 構 成：グループ討論及び全体討論

グループ討論では、将来の社会変化や科学技術のもたらす将来インパクトの可能性について検討、それを踏まえて20～30年後の望ましい社会の姿について検討する。最後に全体討論として、参加者全員による討論時間を設け、グループの討論結果を共有した上で、将来の方向性について議論を行う。

②ワークショップ開催準備

ア 開催案内

- ・ 当研究所が提供する参加予定者リストを基に、原則として電子メールにより開催案内を行う。

イ 参加者名簿の作成

- ・ 参加者予定者リストを基に、属性や専門性等のバランスを考慮してグループ（8グループ程度）に分け、グループごとの参加者名簿を作成する。

ウ 資料・備品等の準備

- ・ 当研究所が提供するワークショップのための資料を必要部数作成する。
- ・ グループ討論に用いるフォーマット等を作成する。
- ・ ワークショップに必要な機器、用具類（PC、ICレコーダー、付箋、模造紙、ペン、テープ、名札等）を準備する。

③ワークショップの運営

ア 進行管理及び記録

- ・全体ファシリテータを1名，グループファシリテータを8名程度置く。
- ・全体ファシリテータは，ワークショップ全体の進行管理を行うとともに，全体討論において，討論の進行（方向付け）及びとりまとめを行う。
- ・グループファシリテータは，グループ討論において，目的とする結果を導き出せるよう議論を進行し，とりまとめる。また，全体討論において，発言記録・整理（要点の書き出し）を行う。
- ・全体ファシリテータ及びグループファシリテータは，グループ討論並びに全体討論の写真撮影（検討過程・結果図表，検討風景等），及び全体討論の録音を行う。

イ 会場設営と原状復帰

- ・ワークショップのグループ討論，全体討論等に適した会場設営を行う。
- ・終了後，会場の原状復帰を行う。

④ワークショップ開催に係る事務処理

受託者は，参加者に対する必要な事務処理業務（謝金・交通費支払い，委嘱業務等）を行うこと。なお，出席謝金単価は，当研究所の規定（16,400円/日）による。

(2) 将来の科学技術及び社会に関する情報の分析

受託者は，上述（1）の検討過程及び結果をとりまとめるとともに，新しい科学技術のもたらす社会インパクトについて，また将来社会はどのような方向に向かうのか，向かうべきなのかについて，（1）で得られた情報を基に分析を行い，報告書としてとりまとめること。

なお，報告書には以下の内容を含むものとする。あわせて，参加者に対し，報告書に氏名の掲載可否について確認を行うこと。

- ・ワークショップでのグループ討論における，検討ステップ毎の概要とまとめ
- ・ワークショップでの全体討論における，各グループからの発表内容概要と討論の概要
- ・ワークショップの結果を踏まえた，将来社会の方向性に関する分析
- ・付録（参加者名簿，グループ討論の過程及び結果の写真，付箋を文字起こしした図，全体討論の過程及び結果の写真，検討風景の写真）

4. 委託業務実施期間

契約日から平成30年2月28日

5. 納品物

報告書の電子媒体及び紙媒体（各1部）を提出すること。

6. 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託業務に係る応札者に求める要求要件は，「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり，最低限の要求要件を示しており，技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は，満たしていれば望ましい要求要件であるが，満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は，技術審査委員会において行う。なお，総合評価落札方式に係る評価基準は別添の総合評価基準に

基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

別紙の総合評価基準の「評価項目及び得点配分基準」と同様。

(3) 本委託業務の遂行には、多様な参加者によるワークショップ運営の豊富な経験及びフォーサイト（科学技術予測，未来洞察）に関する十分な知識を必要とする。

7. 無償貸付を行う物品

特になし

8. 守秘義務

(1) 受託者は、本委託業務の実施で知り得た非公開の情報を如何なる者にも漏洩してはならない。

(2) 受託者は、本委託業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意をもって管理し、本委託業務以外に使用してはならない。

9. その他

(1) この仕様書に記載されていない事項，または本仕様書について疑義が生じた場合は，当研究所担当者と適宜協議を行うものとする。

(2) 本委託業務の実施にあたっては，会計に関する法令に定めるほか，科学技術・学術政策研究所委託契約事務処理要領により適切に実施しなければならない。

総合評価基準

本資料は、支出負担行為担当官科学技術・学術政策研究所長が委託する「科学技術のもたらずインパクトを踏まえた将来社会の在り方に関する調査」に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

1. 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

なお、入札価格点については、小数点以下3位を切り捨てるものとする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2. 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、別冊の仕様書、別紙の評価項目及び得点配分基準及び加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が科学技術・学術政策研究所としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査会等において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。
- (3) 技術点は、各技術審査職員等が採点したものの平均点を用いることとし、その平均点については、小数点以下3位を切り捨てるものとする。

3. 得点配分

区分	入札価格点	技術点	合計
配点	50	100	150

4. 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格に評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
- ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。

- (2) 上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

「科学技術のもたらすインパクトを踏まえた将来社会の在り方に関する調査」

評価項目及び得点配分基準（＊：必須の事項 ●：価格と同等に評価できない項目）

区分	評価項目（要求要件）	基礎点	加点
●	1. 調査業務の実施方針	25	25
	1-1. 調査内容の妥当性、独創性	10	10
	* 1-1-1. 仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。 （仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じ加点する。）	5	10
	* 1-1-2. 偏った調査内容となっていないこと。	5	
	1-2. 調査方法の妥当性、独創性	10	10
	* 1-2-1. 調査の抽出・分析方法が妥当であること。 （分析手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。）	5	10
	* 1-2-2. 調査項目・調査手法が明確であること。	5	
	1-3. 作業計画の妥当性、効率性	5	5
	* 1-3-1. 作業の日程・手順等に無理が無く、目的に沿った実現性があること。 （作業の日程・手順等が効果的であれば加点する。）	5	5
	2. 組織の経験・能力	15	12
	2-1. 組織の類似調査業務の経験	5	4
	* 2-1-1. 過去に類似の調査を実施した実績があること。 （類似調査の実績内容により加点する。）	5	4
	2-2. 組織の調査実施能力	10	4
	* 2-2-1. 業務を実施する人員が確保されていること。	5	
	2-2-2. 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。		4
	* 2-2-3. 業務を実施する上で適切な財政基盤、経理能力を有していること。	5	
	2-3. 調査業務に当たってのバックアップ体制		4
	2-3-1. 円滑な業務実施のための人員補助体制が組み立てられていれば加点する。		4
	3. 業務従事予定者の経験・能力	10	10
	3-1. 業務従事予定者の類似調査業務の経験	5	5
	* 3-1-1. 過去に類似の調査を実施した実績があること。 （業務従事予定者が過去に研究機関の類似調査の受託実績を有していれば加点する。）	5	5
	3-2. 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性	5	5
	* 3-2-1. 業務従事予定者が調査内容に関する知識・知見を有していること。	5	
	3-2-2. 業務従事予定者が調査内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。		5
	4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標		3
	4-1. ワーク・ライフ・バランス等の取組		
	4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。（ワーク・ライフ・バランス等のとりくみに関する認定内容等により加点する。 ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る ○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。 ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。		3
	合 計	50	50

注 価格点：技術点 = 50点：100点（1：2）

※ 小数点以下の特典が発生した場合は、四捨五入等を行わずに合計点数を算出する。

「科学技術のもたらすインパクトを踏まえた将来社会の在り方に関する調査」加点付与基準

加 点 評 価 項 目	評 価 区 分		
	大変優れている	優れている	やや優れている
1. 調査業務の実施方針			
1-1-1. 仕様書に示した内容以外の独自の提案について	10	6	2
1-2-1. 分析手法に業務成果を高めるための工夫について	10	6	2
1-3-1. 作業の日程・手順等の効率性について	5	3	1
2. 組織の経験・能力			
2-1-1. 類似調査の実績内容について	4	2	1
2-2-2. 幅広い知見・人材ネットワーク・優れた情報収集能力について	4	2	1
2-3-1. 円滑な業務実施のための人員補助体制について	4	2	1
3. 業務従事予定者の経験・能力			
3-1-1. 研究機関の類似調査の受託実績について	5	3	1
3-2-2. 調査内容に関する人的ネットワークについて	5	3	1
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。		
4-1-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組について			
○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）等			
・ 認定段階 1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		1	
・ 認定段階 2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		2	
・ 認定段階 3		3	
・ 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動改革を策定している場合のみ）		0.5	
○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）			
・ 旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年構成労働省令第31号）による改正前の）		1	
・ 新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年構成労働省令第31号）による改正後の）		1.5	
・ プラチナくるみん認定		2	
○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定			
・ ユースエール認定		2	
※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。			